

3 本人情報シート記載ガイドライン 表面

※ シートに記載しきれない場合は、別紙をつけてくださいごとも可能です。

本人情報シート (成年後見制度用)

※ この書面は、本人の判断能力等に障して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人をまるで福祉関係者の方によつて作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合は、「医師や家庭裁判所から問合せができることがあります。」

本人 氏名 :	年 月 日	印
生年月日 :	年 月 日	
作成者 氏名 :	年 月 日	
職業(資格) :	連絡先 :	
本人との関係:		

□ 本人の生活場所について	□ 自宅 (自家での福祉サービスの利用あり)	□ なし
□ 施設・病院	→ 施設・病院の名称 _____	
□ 老人ホーム		
□ 障害支援区分 (認定日: 年 月)	□ 非該当	□ 要介護 (1・2・3・4・5)
□ 区分 (1・2・3・4・5・6)		
□ 精神障害者保健福祉手帳	(手帳の名称)	
□ 精神障害者保健福祉手帳	(1・2・3 級)	

3 本人の日常生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について
 支援が必要な場合は、 一部について支援が必要な場合は、 全般的に支援が必要な場合は、 その内容等)

(2) 認知機能について
 介護認定 (認定日: 年 月)
 要支援 (1・2)
 非該当

□ 障害支援区分 (認定日: 年 月)
 非該当

□ 精神障害・愛の手帳など (手帳の名称)
 精神障害者保健福祉手帳

3 本人の日常生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について
 支援が必要な場合は、 一部について支援が必要な場合は、 全般的に支援が必要な場合は、 その内容等)

(2) 認知機能について
 日によって変動することがあるか: あり なし

※ 以下のアからエまでチェックしてください(ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください)。
 工の項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を他人に伝達できる
 ほとんど伝達できない

イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる
 ほとんど理解できない

ウ 日常的な行為に関する記憶について
 記憶できる
 ほとんど記憶できない

エ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
 記憶していない
 ほとんど記憶できない

オ 日常的な行為に関する長期的な記憶について
 記憶していない
 ほとんど記憶できない

ソ 日常的な行為に関する記憶について
 記憶できない
 ほとんど記憶できない

ト 日常的な行為に関する記憶について
 記憶できない
 ほとんど記憶できない

- 本人情報シートの作成者が親族等の第三者に「本人情報シート」による個人情報を提供を行う場合は、個人情報保護の観点から、本人の同意を得など、作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していくべく必要がります。

1 本人の生活場所について	○ 現在、本人が自宅で生活しているか、施設(グループホーム、サービス付住宅を含む)又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は、施設又は病院の名称・住所も記載してください。
2 福祉に関する認定の有無等について	○ シートに記載されている認定を受けている場合には、該当欄にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 認定日欄には、最終判定年月を記載してください。
3 本人の日常生活の状況について	① 身体機能・生活機能について <input type="checkbox"/> 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や器具等を利用することで他の者の支援なく日常生活を営むことができる場合には、「支援の必要はない」にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 現在の支援体制が不十分な場合等で、今後、支援の方法、内容等を変更する必要がある場合には、その内容を自由記載欄に簡潔に記載してください。
② 認知機能について	○ ア～エの各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。なお、本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしていただき、状態が良くない場合で支援を必要とする場面について(3)に記載してください。 <input type="checkbox"/> ここでいう「日常的な行為」とは、食事、入浴等の日常生活や交際する福祉サービス提供者への対応など、概ね本人の生活環境の中で行われるもののが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は、以下のとおりです。 (※) 説明文 ラ. アについて <input type="checkbox"/> 意思を他者に伝達できる → 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合 <input type="checkbox"/> 伝達できない場合がある → ごく単純な意思(空腹、眠いなど)は伝えることができる <input type="checkbox"/> ほとんど伝達できない → ごく単純な意思(空腹、眠いなど)は伝えることができない場合 <input type="checkbox"/> できない → ごく単純な意思も伝達できないとき ライ. イについて <input type="checkbox"/> 理解できる → 起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答ができる場合 <input type="checkbox"/> 理解できない場合がある → 上記の点について、回答できないときがある場合 <input type="checkbox"/> ほとんど理解できない → 上記の点について、ほとんど理解できない場合 <input type="checkbox"/> 理解できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合 ラウ. ウについて <input type="checkbox"/> 記憶できる → 前回にしていたことや示したものなどを正しく回答できる場合 <input type="checkbox"/> 記憶していない場合がある → 上記の点について、回答できないときがある場合 <input type="checkbox"/> ほとんど記憶できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合 <input type="checkbox"/> 記憶できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

裏面

エについて		□ 正しく認識している → 日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても、会えれば正しく認識できる		□ 認識できないところがある → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい		□ ほとんど認識できない → 日常的に顔を合わせない家族又は友人等と会つても、認識できないことが多い		□ 認識できない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会つても、基本的に認識できない。					
(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について		□ 支障となる行動はない → 行動障害にはほとんどない		□ 支障となる行動がある → 支障となる行動がある		□ 行動障害に關して支援を必要とする場面があれば、その内容・頻度等)		(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について		□ 行動障害とは、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に応じて、該当する欄にチェックを入れてください。		○ また、そのような行動障害があり、社会生活上、一定の支援を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また、必要とされる支援方法等についても、分かれる範囲で記載してください。	
(4) 社会・地域との交流頻度について		□ 週1回以上 → 月1回以上		□ 月1回未満		(4) 社会・地域との交流頻度について		□ 本人が日常的にどの程度、社会・地域との接点を有しているのかを確認する項目です。介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。		(4) 社会・地域との交流頻度について		○ 本人が日常生活における活動面においては、社会・地域との接点を有しているものの、家族や友人の来訪など、自宅等で関係者と社会的接点を持つた活動をしている場合には、それも含めて回数を回答してください。	
(5) 日常の意思決定について		□ できる → 特別な場合を除いてできる		□ 日常的に困難 → できない		(5) 日常の意思決定について		○ 日常の意思決定とは、毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定をいいます。項目についての選択基準は、以下のとおりです。なお、特定の事項ある場合は、4項目に記載してください。		(5) 日常の意思決定について		○ 本人が日常生活における活動面においては、毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。	
(6) 金銭の管理について		□ 本人が管理している → 部族又は第三者の支援を受けて本人が管理している		□ 納税又は第三者が管理している		(6) 金銭の管理について		○ 特別な場合を除いてできる → テレビ番組や映画、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。		(6) 金銭の管理について		○ 日常的に困難 → テレビ番組や映画、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。	
4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)		□ 月1回以上		□ 月1回未満		4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)		○ 本人が日常生活における活動面においては、毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。		4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)		○ 本人が日常生活における活動面においては、毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。	
5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識		□ 申立てをすることを説明しており、知っている。		□ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。		5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識		○ 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を預かるが、本人が自らの生活質も含めて、第三者が指示・支援等をして管理している場合		5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識		○ 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を預かるが、本人が自らの生活質も含めて、第三者が指示・支援等をして管理している場合	
6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)		□ その他 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)		□ その他 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)		6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)		○ 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を預かるが、本人が自らの生活質も含めて、第三者が指示・支援等をして管理している場合		6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)		○ 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を預かるが、本人が自らの生活質も含めて、第三者が指示・支援等をして管理している場合	
6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)												6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)	